

令和元年6月議会

生活環境委員会 報告資料

- 1 福岡市の水事情について 別紙
- 2 春日那珂川水道企業団の水源確保について（経過報告） 1～3頁

水道局

2 春日那珂川水道企業団の水源確保について(経過報告)

(1) 春日那珂川水道企業団の概要

- 春日那珂川水道企業団：春日市と那珂川市の水道事業を共同で行う一部事務組合
- 給水区域：春日市，那珂川市
- 給水人口：152,810人（H29年度末）
- 1日平均給水量：36,929m³（H29年度末）

(2) 河川法違反取水の概要

河川管理者（福岡県）の許可なく那珂川の河川水を取水していたもの

- 経緯 平成27年3月31日 福岡県の立入検査にて河川法違反取水が発覚
// 9月17日 福岡県から春日那珂川水道企業団へ是正指示

(3) 代替水源の確保

- 春日那珂川水道企業団は，令和2年3月末までに，違反取水に代わる恒久的な代替水源（日量16,150m³）を確保することとし，それまでの間は，暫定的な代替水源により安定給水を図ることとした。

① 暫定的な代替水源

- 春日那珂川水道企業団は，関係機関との協議等により，代替水源の確保等に努めたが，日量11,050m³が不足した。
- このため福岡県による調整のもと，福岡市，春日那珂川水道企業団及び福岡県の三者で基本協定書*を締結し，福岡市は春日那珂川水道企業団へ，本市の水利権の一部（日量11,050m³）を暫定的に融通することとした。

(ア) 福岡市による暫定的な原水融通の概要

内容		基本協定書	当初協定時 (H28.2.8)	一部改正時 (H30.7.10)
融通水量 (最大)	取水地点	東隈浄水場取水口(那珂川市東隈1丁目)	8,500 m ³ /日	8,140 m ³ /日
		埋金取水場(那珂川市大字市の瀬)	2,550 m ³ /日	0 m ³ /日
	計		11,050 m ³ /日	8,140 m ³ /日
融通期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日(最長)			
融通費用	融通単価（ダム貯留に係る維持管理費用等から算出）×融通水量			

(イ) これまでの融通実績

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
融通水量	年間総量	3,423,687 m ³	3,339,042 m ³	2,404,064 m ³
	一日平均	9,380 m ³	9,148 m ³	6,586 m ³
負担金収入		75,837 千円(税込)	84,240 千円(税込)	—

② 恒久的な代替水源

- 春日那珂川水道企業団は、恒久的な代替水源の確保について下表の対策で全量確保できる見通しとしている。
- なお、福岡市は、令和2年3月末までに、暫定的な原水融通を終了する。

(春日那珂川水道企業団資料)

計画内容	水量	目標確保時期
①五ヶ山ダム完成による 福岡地区水道企業団からの受水増量	1,000 m ³ /日	五ヶ山ダム供用開始後
②九州新幹線トンネル湧水の取水(市ノ瀬)	2,910 m ³ /日	平成30年4月28日から取水開始
③九州新幹線トンネル湧水の取水(上梶原)	2,930 m ³ /日	令和2年2月
④白水大池のため池余剰水	1,500 m ³ /日	令和2年3月
⑤猿山川の表流水取水	3,100 m ³ /日	令和2年2月
⑥西畑川の表流水取水	4,710 m ³ /日	令和2年2月
目標確保水量 計	16,150 m ³ /日	

参考:位置図

※当該地図は著作権法上の規定により、掲載しておりません。

(参考)

*「水道用原水の暫定的融通に関する基本協定書(平成28年2月8日)」の概要

趣旨	<ul style="list-style-type: none">福岡市は、福岡市民の生活に影響を及ぼすことのない範囲で、暫定的かつ特例的な支援措置として、福岡市の水利権水量の範囲内で、春日那珂川水道企業団に対し、<u>暫定的に水道用原水の融通を行う。</u>春日那珂川水道企業団は、<u>恒久的な代替水源を遅滞なく確保し、代替水源の確保に応じて段階的に原水融通を受けることを終了させる。</u>福岡県は、県民生活における支障を防止する観点から、<u>広域的調整を行う。</u>
融通水量	<ul style="list-style-type: none">最大で1日あたり11,050m³
融通期間	<ul style="list-style-type: none">最長で令和2年3月31日まで
融通費用	<ul style="list-style-type: none">春日那珂川水道企業団は、原水融通に伴い発生する費用について、<u>応分の負担を行い</u>、福岡市は原水融通に伴い発生する費用は負担しない。
渇水時等の対応	<ul style="list-style-type: none">福岡市は、渇水、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、<u>原水融通の水量を制限又は停止することができる。</u>
恒久的代替水源の確保	<ul style="list-style-type: none">春日那珂川水道企業団は、遅くとも<u>令和2年3月31日までに恒久的な代替水源を確保する。</u>福岡県は、恒久的な代替水源の確保に向けた取組みの進捗状況を把握し、<u>指導及び監督を行う。</u>

